平成２４年（フ）第２１２号
神戸市中央区吾妻通６丁目１番11号　リバーサイド明光７Ｆ
債務者　姜　祐美子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２２号
神戸市須磨区若木町３丁目７番41号　ガーデン・スマＡ206
債務者　大城　　愛（旧姓竹林）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２４号
神戸市北区小倉台２丁目15番地の４
債務者　福住　一昭
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
兵庫県揖保郡太子町鵤1025番地８、前住所滋賀県大津市平津１丁目34番11号カーサフロール202号
債務者　佐野　友美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第４４４号
高知市神田1369番地12　コーポ中岡103号、申立時の住所高知市神田842番地１　ロータスガーデンコーエイ103号
債務者　齊藤　恵一
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０５号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘１棟303号
債務者　坂巻　信市
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９８号
名古屋市港区名港１丁目６番３号　ヨーロピアンレジデンス207号
債務者　城田千鶴子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２９号
愛知県春日井市味美西本町1553番地
債務者　匂坂　幸代
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1957番地の16
債務者　松田　里佳（旧姓出水）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１５９号
北九州市八幡西区東曲里町７番９号
債務者　久保田優理
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１６２号
北九州市戸畑区土取町12番３―302号
債務者　牛嶋　正喜
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８１号
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎1216番地
債務者　古川香奈子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５号
神奈川県横須賀市衣笠町36番10号　サニーハイム202
債務者　内山　寿一
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４９号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1617番地の22
債務者　中山ミサ子
成年後見人　中山　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３３号
山口県周南市大字久米3098番地の４大前アパート205号
債務者　浅海　恒夫
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第７３号
青森市大字久栗坂字山辺134番地10
債務者　熊谷美佐子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
青森市西大野４丁目６番地12　メゾン世永103号
債務者　中川満里子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係